

特別加入団体のみなさまへ

令和7年度 労働保険年度更新のお知らせ

新潟労働局総務部労働保険徴収課

令和7年度の労働保険の年度更新は、6月2日（月）から7月10日（木）までとなります。

令和7年7月10日（木）までに最寄りの労働基準監督署に申告書等が届くよう手続きをお願いします。

なお、このお知らせに記載している書類は、新潟労働局のホームページからダウンロードできます。

1 特別加入者の把握

- ① 令和6年度の確定保険料は、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に特別加入をしていた方が対象となりますので、令和6年度の途中から特別加入した方や脱退した方がいる場合は注意してください。
- ② 令和7年度の概算保険料は、令和7年4月1日時点で特別加入している方や特別加入を予定している方が対象です。令和7年度から給付基礎日額を変更された方がいる場合は、誤りがないよう注意して下さい。

2 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳の作成

令和6年度の途中で、特別加入をした方や脱退した方は、加入期間が1年に満たないため、特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳（別紙様式第1号）を作成してください。

別紙様式第1号 ※2枚複写

《記載例》

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳

令和6年度分

1枚のうち1枚目

	労働保険 番号	1	5	1	0	1	1	2	3	4	5	6	0	0	0
整理 番号	特別加入者 氏名	給付基礎 日額	特別加入 期間			特例に よる理由		加入 月数	1月分の保険 料算定基礎額	特例による保険 料算定基礎額					
3	〇〇花子	25,000	6年4月1日 ～6年7月31日			① 加入 ② 脱退		4	760,417	3,041,668					
22	××太郎	24,000	6年10月1日 ～7年3月31日			① 加入 2 脱退		6	730,000	4,380,000					
23	××次郎	8,000	6年11月1日 ～7年3月31日			① 加入 2 脱退		5	243,334	1,216,670					
計	5人									10,220,010					

1か月分の保険料算定基礎額（計算例）

給付基礎日額25,000円×365日÷12月＝760,416.66…≒760,417円（切上げ）

3 申告書内訳の作成

(1) 第2種特別加入保険料申告書内訳

① 令和6年度確定保険料

令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に加入していた全ての特別加入者を給付基礎日額ごとに集計してください。

上段－令和6年度に1年間加入していた特別加入者数と保険料算定基礎額計を記載してください。

(例 給付基礎日額10,000円の特別加入者が15名の場合、保険料算定基礎額計は3,650,000円×15名=54,750,000円)

下段－特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳(別紙様式第1号)をもとに、特例計算の者(加入期間が12カ月に満たない者)の特別加入者数と保険料算定基礎額計を記載してください。

② 令和7年度概算保険料

令和7年4月1日時点で加入している方や特別加入を予定している方を全て、給付基礎日額ごとに集計してください。

《記載例》

※2枚複写

第2種特別加入保険料申告書内訳

令和 6年度確定	労働保険	1	5	1	0	1	1	2	3	4	5	6	0	0	0
令和 7年度概算	番 号														
給付基礎日額	保険料算定基礎額	令和6年度確定保険料				令和7年度概算保険料									
		特別加入者数		保険料算定基礎額計		特別加入者数		保険料算定基礎額計							
25,000	9,125,000														
	特例計算の者	1		3,041,668											
24,000	8,760,000					1		8,760,000							
	特例計算の者	1		4,380,000											
12,000	4,380,000														
	特例計算の者														
10,000	3,650,000	15		54,750,000		15		54,750,000							
	特例計算の者														
9,000	3,285,000														
	特例計算の者														
8,000	2,920,000	5		14,600,000		7		20,440,000							
	特例計算の者	2		2,190,006											
5,000	1,825,000	7		12,775,000		7		12,775,000							
	特例計算の者	1		608,336											
4,000	1,460,000														
	特例計算の者														
3,500	1,277,500														
	特例計算の者														
小計	特例計算以外の者	27		82,125,000		30		96,725,000							
	特例計算の者	5		10,220,010											
合計		32		92,345,010		30		96,725,000							

(2) 保険料申告書内訳 (組様式第6号乙)

事業(団体)の名称欄は、特別加入の団体名を記載し、業種欄は団体の業種に該当する「特1」から「特26」までの番号を記載します。それ以外の記入欄については、「第2種特別加入保険料申告書内訳」から転記します。なお、特別加入者数欄には、令和6年度確定保険料の加入者数を記載します。

組様式第6号(乙) ※A4横3枚複写

令和6年度確定
令和7年度概算 保険料申告書内訳

労働保険
番 号
15101123456

番号	事業(団体) の名称	業種	加入 者数	令和6年度確定			令和7年度概算		
				算定基礎	率	保険料	算定基礎	率	保険料
	〇〇指定組合	特10	32	92,345	3	277,035	94,535	3	283,605
合計			32	92,345		277,035	94,535		283,605

4 特別加入保険料率及び業種番号

(令和6年11月1日改定)

事業又は作業 の種類番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入 保険料率
特 1	個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業	11/1,000
特 2	建設業の一人親方	17/1,000
特 3	漁船による自営業者	45/1,000
特 4	林業の一人親方	52/1,000
特 5	医薬品の配置販売業者	6/1,000
特 6	再生資源取扱業者	14/1,000
特 7	船員法第1条に規定する船員が行う作業	48/1,000
特 8	柔道整復師	3/1,000
特 9	創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者	3/1,000
特 10	あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師	3/1,000
特 11	歯科技工士	3/1,000
特 12	特定フリーランス	3/1,000
特 13	指定農業機械作業従事者	3/1,000
特 14	職場適応訓練受講者	3/1,000
特 15	金属等の加工、洋食器加工作業	14/1,000
特 16	履物等の加工の作業	5/1,000
特 17	陶磁器製造の作業	17/1,000
特 18	動力機械による作業	3/1,000
特 19	仏壇、食器の加工の作業	18/1,000

特 20	事業主団体等委託訓練従事者	3/1,000
特 21	特定農作業従事者	9/1,000
特 22	労働組合等常勤役員	3/1,000
特 23	介護作業従事者及び家事支援従事者	5/1,000
特 24	芸能関係作業従事者	3/1,000
特 25	アニメーション制作作業従事者	3/1,000
特 26	情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者	3/1,000

5 特別加入者名簿

(1) 名簿には次に該当する加入者を記入して下さい。

- ① 令和6年4月1日時点での継続加入中の者
- ② 令和6年度の途中で特別加入をした者
- ③ 令和6年度の途中で脱退した者
- ④ 令和7年度から特別加入を予定している者

(2) 整理番号は加入者に一連番号を付与し、脱退しない限り毎年同じ番号を使用します。

新規加入者は常に新しい整理番号となり、脱退者は欠番とし、欠番は二度と使用しません。

(3) 「法33条第3号に掲げる者との関係欄」は記入例のように関係のある加入者の整理番号とその関係(続柄)を記載します。

(4) 業務又は作業の内容欄は、特別加入に関する変更届と同様、従事する作業を記載します。

(5) 注意事項

- ① 前年度に作成した特別加入者名簿や特別加入に関する変更届を確認の上、作成して下さい。
- ② 労災保険給付に影響があるため、提出後に給付基礎日額の訂正は出来ませんので、記載内容を十分に確認し労働基準監督署へ提出して下さい。

整理番号	特別加入予定者の氏名	法第33条第3号に掲げる者との関係	業務又は作業の内容	希望する給付基礎日額
1	●●太郎		指定農業機械 (トラクター・コンバイン等)	継 5,000
3	○○花子		指定農業機械 (トラック・動力草刈機等)	退 25,000 6.7.31まで
4	○○太郎	3の長男	指定農業機械 (トラクター・コンバイン等)	旧 8,000 変 10,000
5	◎◎太郎		指定農業機械 (トラクター・コンバイン等)	旧 10,000 変 8,000
6	△△次郎		指定農業機械 (トラクター・コンバイン等)	退 5,000
22	××太郎		指定農業機械 (チェンソー・動力剪定機等)	新 24,000 6.10.1から
23	××次郎	22の弟	指定農業機械 (チェンソー・動力剪定機等)	新 8,000 6.11.1から
24	□□太郎		指定農業機械 (トラクター・コンバイン等)	新 5,000

整理番号1 継続して同額で加入 整理番号2は既に脱退のため欠番

整理番号3 年度途中で脱退 特別加入に関する変更届が必要

整理番号 4・5 新年度より日額変更

※特別加入名簿を 7 月 10 日までに提出し、災害が発生していない場合に限り認められますので
3/2～3/31 までに、新年度の給付基礎日額変更申請書を提出するのが最善です。

整理番号 6 年度末で脱退 特別加入に関する変更届が必要

整理番号 22・23 年度途中で加入 特別加入に関する変更届が必要

整理番号 24 新年度から加入 特別加入に関する変更届が必要

6 特別加入に関する変更届について

年度途中の特別加入者や特別加入脱退者が生じた場合は、遅滞なく特別加入に関する変更届の提出をお願いします。

7 特別加入者の特定業務について

特別加入者が以下に記載されている業務に、それぞれ定められた期間従事したことがある場合には、特別加入の申請を行う変更届提出の際に健康診断を受ける必要があります。

加入時健康診断が必要な業務の種類

特別加入予定者の業務の種類	特別加入前に左記の業務に従事した（通算期間）	必要な健康診断
粉じん作業を行う業務	3 年以上	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1 年以上	振動障害健康診断
鉛業務	6 か月以上	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6 か月以上	有機溶剤中毒健康診断

健康診断が必要なときは、特診様式第 7 号「特別加入時健康診断申出書」を変更届とともに、労働基準監督署に提出してください。